

健康保険被扶養者調書について



政府管掌健康保険の定期的な被扶養者の認定状況の 確認(検認)が行われます

昨年から毎年、被扶養者の認定状況の確認(検認)を行うこととなっております。
検認は、適正な保険診療を受けていただくために、現在被扶養者となっている方が引き続きその資格があるかどうかを確認するものです。

事業主の皆様、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

検認の対象となる方

政府管掌健康保険の被扶養者である方であって、次に掲げる方を除く方が対象となります。

- 本年4月1日以後に被扶養者の認定を受けた方
- 本年4月1日において15歳未満の子
- 任意継続被保険者に係る被扶養者の方

検認のための必要書類

昼間部の学生(高校生・大学生・専門学校生等) → 学生証のコピー

それ以外 → 平成18年分給与所得の扶養控除等(異動)申請書のコピー

または年金額改定通知書のコピー

または非課税証明書(課税証明書)原本

(年収が130万円未満であることが必要です。)

社会保険事務所より送られた『健康保険被扶養者調書(異動届)』に、
会社社判・法人印、従業員の認印を押捺のうえ、上記必要書類とともに
にお送り下さい。

健康保険の被扶養者



被扶養者となるための要件

(1) 主として被保険者に生計を維持されている人。

生計を維持されているとは、被保険者と同居している場合は、扶養されている人の年収が130万円未満であり、被保険者の年収の1/2未満であること。被保険者と同居でない場合は、扶養されている人の年収が130万円未満であり、被保険者の援助額を下回っていること。

(2) 離職等により収入がなくなり、被保険者に生計を維持されている人。

上記(1)の条件とは別に、既に年収が130万円を超えていたとしても、離職等により今後収入が見込めないときには、被扶養者になれる。

被扶養者の範囲(3親等内の親族)

